

○ 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）（抄）
 ※ 磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第九十八号）第九條による改正関係

改正後	改正前
<p>（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法） 第十條の十 法第十七條の十一第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものうち、登録講習機関が定めるものとする。</p> <p>一 （略） 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十三條の二十五において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 （略）</p> <p>（帳簿） 第十條の十一 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 登録講習機関は、法第十七條の十五に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録講習業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法） 第十條の十 法第十七條の十一第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものうち、登録講習機関が定めるものとする。</p> <p>一 （略） 二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 （略）</p> <p>（帳簿） 第十條の十一 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 登録講習機関は、法第十七條の十五に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録講習業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>4 （略）</p>

(帳簿)

第十三条の十 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該指定試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十六条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第十六条の十一に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、委任都道府県知事ごとに備え、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十三条の二十五 登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録実務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録実務講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実務講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一(三) (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるものうち登録実務講習実施機関が定めるものにより提

(帳簿)

第十三条の十 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該指定試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十六条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第十六条の十一に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、委任都道府県知事ごとに備え、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十三条の二十五 登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録実務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録実務講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実務講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一(三) (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるものうち登録実務講習実施機関が定めるものにより提

<p>供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>3 (略)</p>	<p>(帳簿の記載等)</p> <p>第十三条の二十九 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録実務講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録実務講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(媒介契約の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十五条の十四 法第三十四条の二十一项の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 (略)</p> <p>(媒介契約の書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第十五条の十六 令第二条の六第一項（同条第三項において準用する</p>
<p>供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>3 (略)</p>	<p>(帳簿の記載等)</p> <p>第十三条の二十九 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録実務講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録実務講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(媒介契約の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十五条の十四 法第三十四条の二十一项の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 (略)</p> <p>(媒介契約の書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第十五条の十六 令第二条の六第一項（同条第三項において準用する</p>

場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 (略)

(法第三十四条の二第六項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十五条の十七 法第三十四条の二第十二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 (略)

(重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十六条の四の八 法第三十五条第八項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 (略)

(重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十六条の四の十一 令第三条の第三項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 (略)

(法第三十四条の二第六項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十五条の十七 法第三十四条の二第十二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 (略)

(重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十六条の四の八 法第三十五条第八項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 (略)

(重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十六条の四の十一 令第三条の第三項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

<p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法 (略)</p>	<p>(書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十六条の四の十二 法第三十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 (略)</p>	<p>(書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第十六条の四の十五 令第三条の四第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法 (略)</p>	<p>(従業者名簿の記載事項等)</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名、住所及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条第三項に規定する</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法 (略)</p>	<p>(書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十六条の四の十二 法第三十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 (略)</p>	<p>(書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第十六条の四の十五 令第三条の四第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法 (略)</p>	<p>(従業者名簿の記載事項等)</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名、住所及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条第三項に規定する従</p>

従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4 宅地建物取引業者は、法第四十八条第三項に規定する従業者名簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。

（帳簿の記載事項等）
第十八条（略）

2 法第四十九条に規定する宅地建物取引のあつた年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十九条に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 宅地建物取引業者は、法第四十九条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間（当該宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅に係るものにあつては、十年間）当該帳簿を保存しなければならない。

（寄託金保管簿の記載事項等）
第二十六条（略）

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該指定保管機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十三条の五に規定する寄託金保管簿への記載に代えることができる。

業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4 宅地建物取引業者は、法第四十八条第三項に規定する従業者名簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。

（帳簿の記載事項等）
第十八条（略）

2 法第四十九条に規定する宅地建物取引のあつた年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十九条に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 宅地建物取引業者は、法第四十九条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間（当該宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅に係るものにあつては、十年間）当該帳簿を保存しなければならない。

（寄託金保管簿の記載事項等）
第二十六条（略）

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ当該指定保管機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十三条の五に規定する寄託金保管簿への記載に代えることができる。

3 指定保管機関は、法第六十三条の五に規定する寄託金保管簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）及び手付金等寄託契約に関する書類を、寄託金保管簿にあつては最終の記載をした日から、手付金等寄託契約に関する書類にあつては寄託金を支払つた日から十年間保存しなければならない。

4 (略)

(削る)

3 指定保管機関は、法第六十三条の五に規定する寄託金保管簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）及び手付金等寄託契約に関する書類を、寄託金保管簿にあつては最終の記載をした日から、手付金等寄託契約に関する書類にあつては寄託金を支払つた日から十年間保存しなければならない。

4 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第三十三条 申請者又は届出者が、次の各号に掲げる書類の各欄に掲げる事項を様式第二十五号により記録したフレキシブルディスク及び様式第二十六号のフレキシブルディスク提出票（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による申請又は届出をしたときは、その提出を受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる書類による申請又は届出に代えて、受理することができる。

- 一 第一条の免許申請書
- 二 第四条の二第二項の宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
- 三 第四条の三第三項の宅地建物取引業者免許証再交付申請書
- 四 第五条の三第一項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- 五 第五条の五の廃業等届出書

2 前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第二条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びにフレキシブルディスク提出票の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第三十四条 前条のフレキシブルディスクは、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本

(削る)

(削る)

- 産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二二一（一九八七）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本産業規格X六二二三（一九八七）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第三十五条 第三十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二（一九九〇）に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五（一九九五）に規定する方式
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五（一九九七）に規定する方式

- 三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八（二〇〇一）（二）（二）（二）に規定する方式

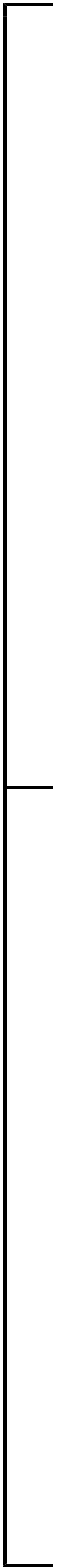
2 第三十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一（一九九七）及びX〇二〇八（二〇〇一）に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二〇一（一九九四）に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第三十六条 第三十三条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二二一（一九八七）又はX六二二三（一九八七）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

(削る)



別記様式第二十五号及び別記様式第二十六号を次のように改める。
様式第二十五号及び様式第二十六号 削除